



環境アセスメントに係るお知らせ

令和4年2月14日

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）条例第35条に基づき、リサイクルパークあさお整備事業に係る事後調査報告書（供用時その4）の写しの縦覧を次のとおり行います。

川崎市は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

指定開発行為の基本的事項	事後調査実施者	川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市長 福田 紀彦
	指定開発行為の名称	リサイクルパークあさお整備事業
	指定開発行為の種類	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（第2種行為） 廃棄物処理施設の新設（第1種行為）
	指定開発行為を実施する区域	川崎市麻生区王禅寺1285番地ほか
	指定開発行為の目的	一般廃棄物処理施設の新設
	指定開発行為の内容	ごみ焼却処理施設面積：約7,000㎡ 粗大ごみ処理施設面積：約3,000㎡、リサイクル施設面積：約3,000㎡ 処理能力：ごみ焼却処理施設 450トン／24時間 粗大ごみ処理施設 55トン／5時間 リサイクル施設 92トン／5時間
	事後調査の項目等	動物
縦覧のお知らせ	環境影響評価の手続経過	平成13年 1月30日 環境配慮計画書公告 平成14年 3月13日 条例環境影響評価方法書公告 平成17年11月 8日 条例環境影響評価準備書公告 平成18年 9月22日 条例環境影響評価書公告
	縦覧期間及び時間	期 間：令和4年2月14日（月）から令和4年3月15日（火）まで 土曜日、日曜日及び祝日は除きます。 時 間：午前8時30分から午後5時まで ただし、麻生区役所では第2・第4土曜日の午前8時30分から午後0時30分も縦覧を行います。 上記期間中、本市ホームページにて当該事後調査報告書の内容を御覧いただけます。  川崎市HP https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0-0-0.html
	縦覧場所	場所：麻生区役所及び市役所第3庁舎（環境局環境対策部環境評価課）
	意見書の提出	・縦覧中の事後調査報告書に記載された内容が条例環境影響評価書に記載された内容又は指定開発行為の施行中若しくは完了後の状況と明らかに異なると認める方で、環境の保全の見地から御意見を有する方は、次の期限までに、市長に対し、意見書を提出することができます。 ・提出された意見書は個人情報伏せて、その写しを指定開発行為者に送付します。 【意見書の提出】 提出期限：令和4年3月15日（火） （郵送の場合は、令和4年3月15日消印有効） 提出先：川崎市環境局環境対策部環境評価課（〒210-8577） 提出方法：提出先まで郵送、持参もしくは本市HP専用フォーマット https://sc.city.kawasaki.jp/multiform/multiform.php?form_id=6930 ・意見書の用紙：それぞれの縦覧場所に用意してあります。 なお、提出年月日、郵便番号、住所、氏名、電話番号、指定開発行為の名称、図書の名称及び意見が記入されていなければ意見書の用紙は問いません。  川崎市HP
問合せ先	川崎市環境局環境対策部環境評価課 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号：044（200）2156	